

指定区域供給制度の設計

2021年4月23日

資源エネルギー庁

本日御議論いただきたい事項

- 本日は、「中間取りまとめ」において盛り込まれた事項のうち、以下の事項について、御議論いただきたい。

強靱な電力ネットワークの形成

地域間連系線等の増強促進

託送料金改革

1. 強靱な電力ネットワークの形成

- (1) 地域間連系線等の増強促進
- (2) 託送料金制度改革（レベニューキャップ制度）

電力システムの分散化と
電源投資

分散型グリッド環境整備

分散型電源のための制度

電力データ活用

電源投資の確保

2. 電力システムの分散化と電源投資

- (1) 配電事業制度
- (2) 指定区域供給制度
- (3) アグリゲーター
- (4) 電気計量制度の合理化
- (5) 平時の電力データ活用
- (6) 電源投資の確保

(参考) 改正電気事業法 (指定区域供給制度関連)

(指定区域の指定等)

第二十条の二 経済産業大臣は、一般送配電事業者の申請に基づき、当該一般送配電事業者の供給区域内の区域であつて、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められるものを、指定区域として指定することができる。

一 主要電線路から独立して当該区域内における電線路を維持し、及び運用することが、**一般送配電事業の効率的な運営に資すること。**

二 主要電線路から独立して当該区域内における電線路を維持し、及び運用することが、**当該区域内の電気の安定供給を阻害するおそれがないこと。**

2 経済産業大臣は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その旨及び当該指定区域を公表するものとする。

3 経済産業大臣は、指定区域が第一項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該指定区域の指定を解除するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

(委員会の意見の聴取)

第六十六条の十一 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

一 ～ 九 (略)

十 **第二十条の二第一項又は第九十七条第一項の規定による指定をしようとするとき。**

十一 **第二十条の二第三項の規定による指定の解除をしようとするとき。**

十二 ～ 十六 (略)

2 (略)

(参考) 指定区域供給制度の詳細制度設計に係る主な論点

- 本日は、論点②申請区域内に電源設備が設置されている場合の指定基準、論点③離島等供給約款の届出、論点⑦事業者の申請・報告内容、論点⑤配電事業者の供給区域の指定等について御議論いただきたい。

第6回 持続可能な電力システム構築小委員会
(令和2年9月9日) 資料2

【全体】

論点①：事前準備時、運用時、指定解除時における、申請、指定等の業務フローの基本的考え方
(電力・ガス取引監視等委員会の関与を含む。)

【各論】

事前準備時

運用時、指定解除時

論点②：指定基準の詳細設計

- ・「一般送配電事業者の効率的な運営に資すること」
- ・「電気の安定供給を阻害するおそれがないこと」
(自治体や地域住民への事前説明を含む。)

論点⑥：指定解除基準の詳細設計

- ・指定「基準のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該指定区域の指定を解除する」とされている。
- ・その他関連して考慮すべき事項はあるか。

論点③：離島等供給約款の届出 (変更命令基準)

論点④：「需要家の小売供給契約の自由が制約されるおそれ」への必要な対応

論点⑤：配電事業者の供給区域の指定等

論点⑦：各時点における事業者の申請・報告内容

- ・申請時に提出すべきデータ、計画内容、監視及びモニタリングに必要なデータ等

国

事業者

【論点②】指定基準の詳細設計

(参考) 申請区域内に電源設備が設置されている場合の取り扱いについて

- 前回の本小委員会において、「指定区域内に既に電源設備が設置されている場合等」については、引き続き、その詳細を検討することとされた。

第9回 持続可能な電力システム構築小委員会
(令和3年3月17日) 資料1-3

- 指定基準のうち、(1)「一般送配電事業の効率的な運営に資すること」については、独立系統化しない場合の送配電網等の維持管理等に係る費用と比べて、独立系統化した場合の当該費用が下回っていること(※1)として、一般送配電事業者の申請書には、下記により算定した費用の総和の比較結果を記載することとしてはどうか。

(※1) 指定の申請区域内に既に電源設備が設置されている場合等、更なる詳細については、引き続き検討を行うこととする。

- ① 独立系統化しない場合の費用は、独立系統化した場合には不要となる送配電・発電設備の維持・更新・運用等の見積費用を算定する。
 - ② 独立系統化した場合の費用は、追加で必要となる送配電設備の構築・維持・運用等の費用、不要設備の撤去等の費用、指定区域における電力供給のための電源設備(※2)の構築・維持・運用等の費用等を算定する。(※2) 指定区域においては、一般送配電事業者が電源を保有することとなる。
 - ③ 供給計画が将来10年間の計画であることを踏まえ、評価期間は原則(※3) 10年間とする。
(※3) 地域の特性等を踏まえ、長期的な見通しを立てることが可能な場合は、評価期間を長くすることや、10年間の見通しを立てることが困難な場合は、評価期間終了後についての定性的な評価を行うことを条件に、評価期間を短くすることを可能としてはどうか。
- これに加え、評価期間以降に多額の更新投資等が必要になると、費用の総和の比較に影響が生じ得るため、評価期間後においても費用の総和に逆転が生じないことの説明を申請書に記載することとしてはどうか。

<送配電網等の維持管理等に係る費用の比較イメージ>

指定区域供給化前

- 不要となる設備の維持管理費用
伐採費用、敷地費用、修繕費用、保守費用等
- 不要となる発電費用 燃料費、調整力費用等
- 停電の減少により回避できる費用
停電回避費用等



指定区域供給化後

- 追加で必要となる設備の設置費用
分散電源、エネルギーマネジメントシステム等
- 追加で必要となる設備の維持管理費用
分散電源の燃料費、修繕費用、人件費等
- 不要設備の撤去等費用 撤去工事費用、除却費用等

申請区域内に電源設備が設置されている場合の取扱いについて

- 指定区域供給制度の申請区域内に電源設備が設置されていると、独立系統化した場合に、申請区域外への送電ができなくなるため、電源の設置者にとって、
 - 申請区域内の需要以上の売上が期待できず、電源容量によっては出力制御が生じる頻度が増加する恐れがあるほか、
 - 主要系統のBGに組み込めない、市場へ売電することができないといった電気の供給先に制約が生じることが考えられる。
- 一方で、一般送配電事業者は、独立系統化する区域内で供給力を確保しなければならず、その際に、独立系統内に設置されている発電事業者等の電源を活用することも可能である。このため、一般送配電事業者が、独立系統化する区域内の全ての既存電源（※1）の設置者との間で、買取に係る契約を締結していること、又はその見込みがあること（※2）を、国が申請時に確認することとしてはどうか。
 - （※1）電源開発の計画等が存在する場合にはこれらを含むものとする。
 - （※2）当該既存電源の設置者が、こうした契約に応じない場合は、指定を行わない。

【論点③】離島等供給約款の届出

離島等供給約款の変更命令基準について

- 指定区域においては、離島等供給約款の供給条件にて電力供給が行われることとなるが、指定日に合わせ、離島等供給約款に対象地域を追加する変更が必要になる。
- 現行の離島供給約款の変更届出は、その実施の10日前までに経済産業大臣に届け出ることとされていることから、指定区域の場合も同様に、指定日の10日前までに経済産業大臣へ離島等供給約款の届出が必要となる。
- なお、その際の離島等供給約款の変更命令基準については、現行の離島供給約款の変更命令基準からの変更は不要と考えられる。

【論点③】離島等供給約款の届出（変更命令基準）

（参考）関連条文

改正電気事業法

（離島等供給約款）

第二十一条 一般送配電事業者は、離島等供給に係る供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 一般送配電事業者は、前項の規定による届出をした約款（以下この条において「離島等供給約款」という。）以外の供給条件により離島等供給を行つてはならない。ただし、その離島等供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた供給条件により離島等供給を行うときは、この限りでない。

3 経済産業大臣は、離島等供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般送配電事業者に対し、相当の期限を定め、**その離島等供給約款を変更すべきことを命ずることができる。**

一 料金の水準がその供給区域（離島等を除く。）において小売電気事業者が行う小売供給に係る料金の水準と同程度のものであること。

二 料金が供給の種類により定率又は定額をもって明確に定められていること。

三 一般送配電事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

五 料金以外の供給条件が社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、離島等供給約款により電気の供給を受ける者の利益を著しく阻害するおそれがあるものでないこと。

4 第十八条第十二項の規定は、第一項の規定により離島等供給約款の届出をしたときに準用する。

電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（現行）

第2 処分の基準

（1）～（15）（略）

（16）第21条第3項の規定による離島供給約款の変更命令

第21条第3項の規定による離島供給約款の変更命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

① 供給区域ごとに、経済産業大臣が公表する小売供給に係る料金水準（電圧別・用途別の平均的な料金単価及びこれらの区分における主要な料金メニュー体系（個別の料金単価の設定を除く。））と比べて、離島供給約款において定められている料金の水準が同程度でない場合〔第1号要件〕

② 離島供給約款において定められている料金率や計算式をもって、使用量等に応じた料金が計算可能でない場合〔第2号要件〕

なお、上記の判断に当たっては、需要家と一般送配電事業者との間に離島供給約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。

（17）～（67）（略）

【論点③】離島等供給約款の届出（変更命令基準）

（参考）関連条文

電気事業法施行規則（現行）

（離島供給に係る約款において定めるべき事項）

第三十条 法第二十一条第一項の離島供給に係る約款は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 **適用区域又は適用範囲**

二 供給の種別がある場合にあつては、その種別

三 供給電圧及び周波数

四 料金

五 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項

六 前二号に掲げるもののほか、電気の使用者の負担となるものがある場合にあつては、その内容

七 契約の申込みの方法及び解除に関する事項

八 供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

九 供給の停止及び中止に関する事項

十 送電上の責任の分界

十一 電気の使用方法、器具、機械その他の用品の使用等に関し制限を設ける場合にあつては、その内容

十二 前各号に掲げるもののほか、供給条件又は一般送配電事業者及び電気の使用者の責任に関する事項がある場合にあつては、その内容

十三 有効期間を定める場合にあつては、その期間

十四 **実施期日**

（離島供給に係る約款の届出）

第三十一条 法第二十一条第一項の規定による離島供給に係る約款の届出をしようとする者は、**その実施の日の十日前までに**、様式第二十四の離島供給に係る約款届出書に当該約款及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 料金の算出の根拠に関する書類

二 電気の使用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

2 法第二十一条第一項の規定による離島供給約款の変更の届出をしようとする者は、**その実施の日の十日前までに**、様式第二十五の離島供給約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の離島供給約款

三 前条第四号から第六号までの事項を変更しようとする場合にあつては、料金の算出の根拠又は電気の使用者の負担となるものの金額の算出の根拠若しくは当該金額の決定の方法に関する説明書

【論点⑦】各時点における事業者の申請・報告内容

(参考) モニタリングの実施等について

【論点⑥】指定解除基準の詳細設計

指定解除に係る全般について

- 指定解除の基準は、改正電気事業法において、国は、(1)「一般送配電事業の効率的な運営に資すること」や、(2)「当該区域内の電気の安定供給を阻害するおそれがないこと」の、「基準のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該指定区域の指定を解除する」とされている。

このため、指定基準に倣い、指定解除（主要系統に再接続）した場合と比べ、指定維持（独立系統を維持）した場合に、下記のいずれかを満たさないこと（※）をもって指定を解除すべきではないか。

- 今後の当該区域の送配電網等の維持管理に係る費用が下回っていること
- 見込み停電時間が下回っていること

（※）大規模災害等による必要費用の増加など、継続して発生が見込まれない事象による影響を除いて検討を行うことが適当である。

- 一般送配電事業者は停電実績や今後の見込み停電時間について定期的に確認し、必要に応じて基準を満たし続けるための措置を講じるとともに、国に、確認結果と講じた措置（軽微なものは除く）を報告することとしてはどうか。
また、基準を満たし続けるための措置を講じても、この基準を満たせない恐れがある場合には、一般送配電事業者は、国に、申し出ることが必要ではないか。

- 指定解除される際には、指定区域供給制度に基づいた、一般送配電事業者からの小売供給からの変更が生じるため、指定解除までに自治体や区域内の住民に対して、指定時同様に丁寧な説明を行うことが必要ではないか。

モニタリングの実施等について

- 国は指定基準のいずれかを満たさない場合は、指定区域の指定を解除することとされている。そのため、前回の本小委員会において、「一般送配電事業者は停電実績や今後の見込み停電時間について定期的に確認し、必要に応じて基準を満たし続けるための措置を講ずるとともに、国に、確認結果と講じた措置（軽微なものは除く）を報告すること」として、「基準を満たし続けるための措置を講じても、この基準を満たせない恐れがある場合には、一般送配電事業者は、国に、申し出ることが必要」とした。
- 一般送配電事業者が基準を満たせない恐れが生じた時点で速やかに申出を行うことで、国は、指定解除に係る十分な対応が可能と考えられることから、確認結果と講じた措置に係る定期的な報告については2年に1回の頻度で、報告徴収の権限に基づき行うこととし、年度終了後に遅滞なく提出を求めることとしてはどうか。
- なお、指定区域供給の開始当初は実際に基準を満たしているかを確認することが特に重要と考えられることから、指定区域供給を開始した年度の終了後に、例外的に提出を求めることとしてはどうか。

＜モニタリングの報告と基準を満たせない恐れについての申出のタイミングのイメージ＞



事業者が提出する書類等について

- 各時点で事業者が提出する書類等は以下のように整理してはどうか。

指定申請書類（申請様式に記載する内容を含む）

- 指定区域の場所、需要規模、設置する設備等が分かる資料
- 一般送配電事業の効率的運用に資することについての資料
 - ・ 独立系統化しない場合と独立系統化した場合の費用を比較した場合に、後者が下回ることの確認
 - ・ 区域内の全ての既存電源の設置者との間で、買取に係る契約を締結していることの確認（見込みを含む）
 - ・ 関連する自治体に対して、区域内の電源開発の計画等について聴取していることの確認
- 当該区域内の電気の安定供給を阻害するおそれがないことについての資料
 - ・ 独立系統化しない場合と独立系統化した場合の見込み停電時間を比較した場合に、後者が下回ることの確認
 - ・ 法令・約款で定められる電圧や周波数の維持が可能な能力を備えていることの確認
 - ・ 指定区域供給開始に向けた計画が適切であることの確認
- 関連する自治体や住民、小売電気事業者等に対して十分な説明を行っていることについての資料

約款の変更届出書類（必要となる場合）

- 離島等供給約款の届出・変更届出、託送供給等約款の変更認可・届出

定期報告書類

- 一般送配電事業の効率的運用に資することの基準を引続き満たしていることが分かる資料
 - ・ 主要系統に再接続した場合と独立系統を維持した場合の費用を比較した場合に、後者が下回ることの確認
- 当該区域内の電気の安定供給を阻害するおそれがないことの基準を引続き満たしていることが分かる資料
 - ・ 主要系統に再接続した場合と独立系統を維持した場合の見込み停電時間を比較した場合に、後者が下回ることの確認
 - ・ 法令・約款で定められる電圧や周波数の維持が可能な能力を備えていることの確認

継続して基準を満たせない恐れが生じたときの報告書類（以下のいずれか）

- 一般送配電事業の効率的運用に資する基準を満たせない恐れについての資料
 - ・ 主要系統に再接続した場合と独立系統を維持した場合の費用を比較した場合に、後者が下回らないことの確認
- 当該区域内の電気の安定供給を阻害するおそれがない基準を満たせない恐れについての資料
 - ・ 効率的運用に資する範囲で講じる措置の下では、主要系統に再接続した場合と独立系統を維持した場合の見込み停電時間を比較した場合に、後者が下回らないことの確認
 - ・ 効率的運用に資する範囲で講じる措置の下では、法令・約款で定められる電圧や周波数の維持が困難であることの確認

【論点⑤】配電事業者の供給区域の指定等

配電事業供給区域の指定区域化における指定基準①

- 指定区域供給制度は一般送配電事業者の申請に基づき指定を行うものであるが、配電事業者が事業を行う供給区域を指定区域として独立系統化することも考えられる。この場合は配電事業者と一般送配電事業者が協議を行い（※1）、一般送配電事業者から申請する（※2）ことが必要となる。

（※1）一般送配電事業者と配電事業者の間で、当該区域を独立系統化したことによる影響を踏まえた引継計画等の変更が必要。

（※2）第3回の本小委員会において、「一般送配電事業者以外の者に離島供給義務を課した場合、費用を負担する者と義務を負う者が分離し、供給力確保コストの節減意欲が失われる可能性がある」ことから、「当面の間は、配電事業者が系統運用を行う離島・独立化エリアにおける小売供給義務については、引き続き一般送配電事業者に課す」とされた。なお、当該義務に係る業務を、一般送配電事業者から配電事業者に委託する場合等については、当該業務に係る費用を一般送配電事業者から配電事業者に支払うことが適当である。

- この際の指定基準は、一般送配電事業者が事業を行う区域を指定する場合と同様であり、「一般送配電事業の効率的な運営に資すること」については、独立系統化しない場合の費用と比べて、独立系統化した場合の費用が下回っていること（※3）となる。

（※3）一般送配電事業者が事業を行う区域を指定する場合と同様に、費用の比較に係る評価期間は原則10年間とし、評価期間以降も費用の総和に逆転が生じないことの説明も、一般送配電事業者の申請書に記載することとなる。

- その際、独立系統化した場合の費用には、追加で必要となる送配電設備の構築・維持・運用等の費用、不要設備の撤去等の費用（※4）、指定区域における電力供給のための電源設備の構築・維持・運用等の費用等に加えて、配電事業者と一般送配電事業者の間の貸与料の変更等（※5）も含めて算定することとしてはどうか。

（※4）配電事業者が所有又は運用する設備を含む。

（※5）独立系統化により、配電事業者の供給区域の効率的な運営が可能になるため、一般送配電事業者は、貸与料の引上げ等を行うことにより、効率的な運営を行うことができると考えられる。

(参考) 貸与料の変更に係る比較イメージ

- 指定区域に指定される区域においては、独立系統化することで、**長距離の送配電線を維持運用する費用が削減**され、当該区域の収益性が改善することとなる。仮に、当該区域が配電事業者の供給区域であれば、**配電事業者の収益性の改善**を、一般送配電事業者による**貸与料の値上げ**につなげることも考えられる。(一般送配電事業者が配電事業者に費用を支払って設備の維持・運用を委ねる契約として、**貸与料がマイナスである場合にあってはマイナス幅の縮小**。)
- この貸与料の値上げによる一般送配電事業者の収支改善や、発電費用の増加、不要設備の撤去費用等を加味して、「一般送配電事業者の効率的な運営に資する」ことの基準を満たすかどうかを判断することとなる。

<指定区域化により配電事業者が支払う「貸与料」が増加する場合について(例)>

例えば、配電事業者が山間部において、

- ・ 300万円/年の託送収入を得て、
- ・ ▲500万円/年で設備を維持運用している状態から、
(この際、例えば支出超過となる▲200万円/年について、一送から貸与料(マイナスの貸与料)が支払われていることが想定される)

指定区域化により、維持管理する電線路等が減少し、

- ・ 300万円/年の託送収入は変更がなく、
- ・ ▲200万円/年に維持運用に係る費用が減少し、
これによる収益の改善を、貸与料の増額(マイナス幅の縮小)に充てることが考えられる。

なお、配電事業者が指定区域化により、発電設備の維持運用も行う場合は、その費用は、一般送配電事業者のユニバーサルサービス費から支出することが考えられる。一送の効率的な運営には、貸与料の改善以外にも、ユニバーサルサービス費の増加(一送自身が発電設備の運用を行う場合も含む)も考慮する必要があると考えられる。

(参考) 一般送配電事業者の効率的な運営について

【論点②】指定基準の詳細設計

第9回 持続可能な電力システム構築小委員会
(令和3年3月17日) 資料1-3

指定基準の詳細設計について (一送の効率的運営)

- 指定基準のうち、(1)「一般送配電事業の効率的な運営に資すること」については、独立系統化しない場合の送配電網等の維持管理等に係る費用と比べて、独立系統化した場合の当該費用が下回っていること(※1)として、一般送配電事業者の申請書には、下記により算定した費用の総和の比較結果を記載することとしてはどうか。
 - (※1) 指定の申請区域内に既に電源設備が設置されている場合等、更なる詳細については、引き続き検討を行うこととする。
- ① 独立系統化しない場合の費用は、独立系統化した場合には不要となる送配電・発電設備の維持・更新・運用等の見積費用を算定する。
- ② 独立系統化した場合の費用は、追加で必要となる送配電設備の構築・維持・運用等の費用、不要設備の撤去等の費用、指定区域における電力供給のための電源設備(※2)の構築・維持・運用等の費用等を算定する。(※2) 指定区域においては、一般送配電事業者が電源を保有することとなる。
- ③ 供給計画が将来10年間の計画であることを踏まえ、評価期間は原則(※3) 10年間とする。
 - (※3) 地域の特性等を踏まえ、長期的な見通しを立てることが可能な場合は、評価期間を長くすることや、10年間の見通しを立てることが困難な場合は、評価期間終了後についての定性的な評価を行うことを条件に、評価期間を短くすることを可能としてはどうか。
- これに加え、評価期間以降に多額の更新投資等が必要になると、費用の総和の比較に影響が生じ得るため、評価期間後においても費用の総和に逆転が生じないことの説明を申請書に記載することとしてはどうか。

＜送配電網等の維持管理等に係る費用の比較イメージ＞

指定区域供給化前

- 不要となる設備の維持管理費用
伐採費用、敷地費用、修繕費用、保守費用等
- 不要となる発電費用 燃料費、調整力費用等
- 停電の減少により回避できる費用
停電回避費用等

比較

指定区域供給化後

- 追加で必要となる設備の設置費用
分散電源、エネルギーマネジメントシステム等
- 追加で必要となる設備の維持管理費用
分散電源の燃料費、修繕費用、人件費等
- 不要設備の撤去等費用 撤去工事費用、除却費用等

配電事業供給区域の指定区域化における指定基準②

- 指定基準のうち、「当該区域内の電気の安定供給を阻害するおそれがないこと」についても、一般送配電事業者が事業を行う区域を指定する場合と同様に、独立系統化しない場合の見込み停電時間と比べて、独立系統化した場合の見込み停電時間が下回っていることとなる。
- この際、見込み停電時間の算定に当たって勘案すべき内容は、一般送配電事業者が事業を行う区域を指定する場合と同様と考えられるが、当該申請に際しては、一般送配電事業者が、配電事業者から情報の提供等を受けた上で、見込み停電時間の比較結果を申請書に記載して国に申請を行うことが必要となる。
- また、関連する自治体や住民への説明については、一般送配電事業者が事業を行う区域を指定する場合の基準と同様に、配電事業者が関連する自治体や区域内の全需要家に対して、供給方法等の変更など独立系統化について、事前に丁寧に説明することが必要である。
- 一般送配電事業者は、配電事業者によって、これらの説明が十分に行われていることを確認の上、申請書に記載し、国は、その内容を確認することとしてはどうか。

(参考) 当該区域の安定供給について

【論点②】指定基準の詳細設計

指定基準の詳細設計について（当該区域の安定供給）

- 指定基準のうち、(2)「当該区域内の電気の安定供給を阻害するおそれがないこと」については、独立系統化しない場合の見込み停電時間と比べて、独立系統化した場合の見込み停電時間が下回っていることとして、一般送配電事業者の申請書には、下記により算定した見込み停電時間の比較結果を記載することとしてはどうか。
 - ① 独立系統化しない場合の見込み停電時間は、当該地域の停電実績 (※) や 需要密度が同程度の配電線・地域の停電実績等を 勘案して算定する。この際、地域の実情を考慮した上で、盛り込まれるべき要因が適切に反映されていること。

(※) 稀頻度で発生する大規模災害については、独立運用により基本的には停電時間の短縮が見込まれるが、災害発生確率の評価が難しいことから、見込み停電時間の算定対象からは除き、定性的な説明を求めることとしてはどうか。
 - ② 独立系統化した場合の見込み停電時間は、導入する分散型電源や地域内の配電線による停電リスク等を 勘案して算定する。
- これに加え、下記を満たすことも「電気の安定供給を阻害するおそれがないこと」のために必要と考えられるため、申請書に記載することとしてはどうか。
 - 法令・約款で定められる電圧や周波数を維持するための必要な設備・能力を備えていること。
 - 指定予定日の供給開始に向けた、独立系統運用のための設備の設置や運転試験等、指定区域供給の準備等の計画が適切であること。

配電事業供給区域の指定区域の指定解除の基準及びモニタリングの実施について

- 配電事業者が事業を行う指定区域（※）の指定解除の基準についても、**一般送配電事業者が事業を行う区域の指定解除と同様**となる。
（※）指定区域に指定された後、配電事業者が参入した場合を含む。
- 指定の申請同様に、**定期的な報告も一般送配電事業者が行う**こととして、当該区域の安定供給に係る責任を担う配電事業者が一般送配電事業者に情報提供を行うことで、**一般送配電事業者は停電実績や今後の見込み停電時間について確認**した上で、必要に応じて、配電事業者と連携し、基準を満たし続けるための措置を講じるとともに、**国に、確認結果と講じた措置（軽微なものは除く）を報告**することとなる。
- また、基準を満たし続けるための措置を講じても、この**基準を満たせない恐れがある場合には、一般送配電事業者は、国に、申し出ることが必要**となる。
- なお、指定解除される際には、指定区域供給制度に基づいた小売供給からの変更が生じるため、当該指定区域で事業を行う配電事業者等は、指定解除までに自治体や区域内の住民に対して、指定時同様に丁寧な説明を行うことが必要となる。